

平成30年度介護報酬改定等説明会資料

【介護療養型医療施設・(介護予防)短期入所療養介護】

1 平成30年度介護報酬改定の概要(案)	
介護療養型医療施設	1
(介護予防)短期入所療養介護	8
2 介護報酬の算定構造(案)	
介護療養型医療施設	13
短期入所療養介護	18
介護予防短期入所療養介護	22
3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)	
介護療養型医療施設	25
短期入所療養介護	28
介護予防短期入所療養介護	30
4 基準省令に関する通知(案)	(介護報酬の解釈 指定基準編「通称:赤本」右側の解釈通知の改正案)
介護療養型医療施設	
短期入所療養介護	随時ホームページを御確認下さい
介護予防短期入所療養介護	
5 報酬告示に関する通知(案)	(介護報酬の解釈 単位数編「通称:青本」右側の留意事項の改正案)
介護療養型医療施設	
短期入所療養介護	随時ホームページを御確認下さい
介護予防短期入所療養介護	

はじめに

- 平成30年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることとなります。本日は、その概要(案)を説明します。詳細については、省令・告示・通知等をご参照ください。
- 資料は、平成30年1月26日に開催された「第158回 社会保障審議会給付費分科会」の資料のうち各サービスに係るページを抜粋しています(平成30年3月6日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料と同様の内容であると確認済み)。
4、5については、厚生労働省からの通知が発出され次第ホームページに掲載します。
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>健康・福祉>介護>介護サービス事業所>報酬改定
 ※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

平成30年3月

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
 熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課

22. 介護療養型医療施設

238

22. 介護療養型医療施設

改定事項

- ① 介護療養型医療施設の基本報酬
- ② 排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設
- ③ 口腔衛生管理の充実
- ④ 栄養マネジメント加算の要件緩和
- ⑤ 栄養改善の取組の推進
- ⑥ 身体的拘束等の適正化
- ⑦ 介護療養型医療施設における診断分類(DPC)コードの記載
- ⑧ 介護医療院へ転換する場合の特例
- ⑨ 医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例
- ⑩ 療養食加算の見直し
- ⑪ 介護職員処遇改善加算の見直し
- ⑫ 居室とケア

239

22. 介護療養型医療施設 ①介護療養型医療施設の基本報酬

概要

- 介護療養型老人保健施設では、一定の医療処置の頻度等を基本報酬の要件としていることを踏まえ、この要件を介護療養型医療施設の基本報酬の要件とし、メリハリをつけた評価とする。
 なお、施設の定員規模が小さい場合には処置を受けている者の割合の変動が大きく評価が困難であること等から、有床診療所等については配慮を行うこととする。

単位数

基本報酬(療養型介護療養施設サービス費)(多床室、看護6:1・介護4:1の場合)(単位/日)

<現行>

	療養機能強化型A	療養機能強化型B	その他
要介護1	778	766	745
要介護2	886	873	848
要介護3	1,119	1,102	1,071
要介護4	1,218	1,199	1,166
要介護5	1,307	1,287	1,251

<改定後>

⇒ 変更なし

<現行>

<改定後>

設定なし ⇒ 一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合の減算(新設)所定単位の100分の95。加えて、当該減算の適用となった場合、一部の加算※のみ算定可とする。

※ 若年性認知症患者受入加算、外泊時費用、試行的退院サービス費、他科受診時費用、初期加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、認知症専門ケア加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算

算定要件等

- 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件(療養型介護療養施設サービス費の場合)

<現行>

設定なし

<改定後>

⇒

算定日が属する前3月において、下記のいずれかを満たすこと

- ・喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%以上
- ・著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が20%以上

240

22. 介護療養型医療施設 ②排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設

概要

- 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

排せつ支援加算 100単位/月(新設)

算定要件等

- 排泄に介護を要する利用者(※1)のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる(※2)と医師、または適宜医師と連携した看護師(※3)が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、
- ・排泄に介護を要する原因等についての分析
 - ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。
- (※1) 要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。
 (※2) 要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。
 (※3) 看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。

22. 介護療養型医療施設 ③口腔衛生管理の充実

概要

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から回数の緩和をするとともに、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行うことで口腔衛生管理の充実を図るため、以下の見直しを行う。
 - i 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数は、現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
 - ii 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応することを新たな要件に加える。

単位数

口腔衛生管理加算	<現行> 110単位/月	⇒	<改定後> 90単位/月
----------	-----------------	---	-----------------

算定要件等

- 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合
- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

242

22. 介護療養型医療施設 ④栄養マネジメント加算の要件緩和

概要

- 栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設（1施設に限る。）との兼務の場合にも算定を認めることとする。【通知改正】

単位数

栄養マネジメント加算	<現行> 14単位/日	⇒	<改定後> 変更なし
------------	----------------	---	---------------

算定要件等

- 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設（1施設に限る。）との栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。

243

22. 介護療養型医療施設 ⑤栄養改善の取組の推進

概要

- 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

単位数

<現行> なし	⇒	<改定後> 低栄養リスク改善加算 300単位/月（新設）
------------	---	---------------------------------

算定要件等

- 栄養マネジメント加算を算定している施設であること
- 経口移行加算・経口維持加算を算定していない入所者であること
- 低栄養リスクが「高」の入所者であること
- 新規入所時又は再入所時のみ算定可能とすること
- 月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること（作成した栄養ケア計画は月1回以上見直すこと）。また当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること
- 作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと
- 当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを越えた場合においては、原則として算定しないこと。

244

22. 介護療養型医療施設 ⑥身体的拘束等の適正化

概要

- 身体拘束廃止未実施減算について、運営基準と減算幅を見直す。

単位数

身体拘束廃止未実施減算	<現行> 5単位/日減算	⇒	<改定後> 10%/日減算
-------------	-----------------	---	------------------

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
 - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

245

22. 介護療養型医療施設 ⑦介護療養型医療施設における診断分類（DPC）コードの記載

概要

- 慢性期における医療ニーズに関する、要介護度や医療処置の頻度以外の医療に関する情報を幅広く収集する観点から、療養機能強化型以外の介護療養型医療施設についても、その入所者の介護給付費明細書に医療資源を最も投入した傷病名を医科診断群分類（DPCコード）により記載することを求めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。【通知改正】

246

22. 介護療養型医療施設 ⑧介護医療院へ転換する場合の特例

概要

- ア 基準の緩和等
介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。
- イ 転換後の加算
介護医療院への転換後、転換前後におけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1年間に限り算定可能な加算を創設する。ただし、当該加算については介護医療院の認知度が高まると考えられる平成33年3月末までの期限を設ける。

基準

- （例）療養室の床面積：大規模改修するまでの間、床面積を6.4㎡/人 以上で可とする。
- 廊下幅（中廊下）：大規模改修するまでの間、廊下幅（中廊下）を、1.2（1.6）m以上（内法）で可とする。
- 直通階段・エレベーター設置基準：大規模改修するまでの間、屋内の直通階段を2以上で転換可能とする。

単位数

<現行> 設定なし ⇒ <改定後> 移行定着支援加算 93単位/日（新設）

算定要件等

- 介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から転換した介護医療院である場合
- 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。
- 入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

247

22. 介護療養型医療施設 ⑨医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合について、以下の特例を設ける。【省令改正】
 - ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認める。
 - イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認める。

248

22. 介護療養型医療施設 ⑩療養食加算の見直し

概要

- 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

療養食加算	<現行> 18単位/日	⇒	<改定後> 6単位/回
-------	----------------	---	----------------

249

22. 介護療養型医療施設 ⑪介護職員処遇改善加算の見直し

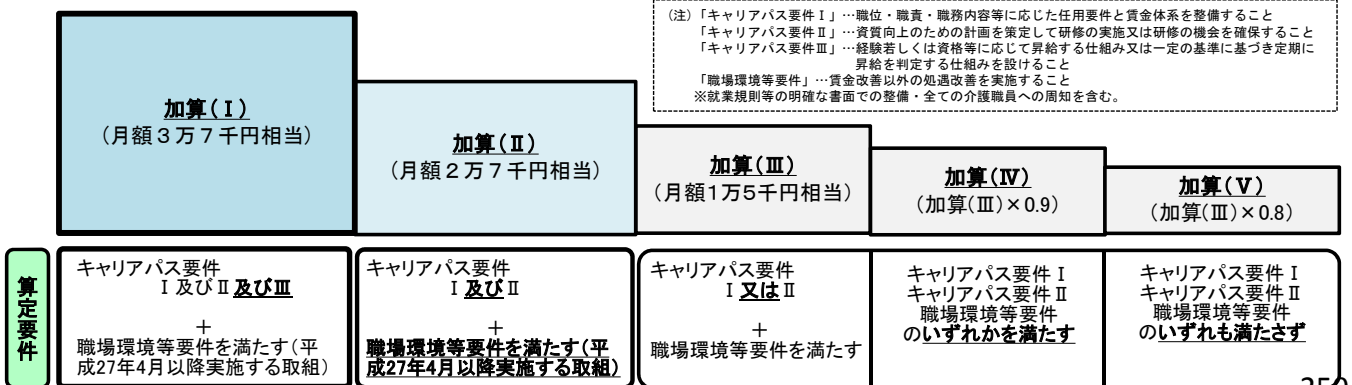
概要

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点から、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。
- ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

（参考）介護職員処遇改善加算の区分

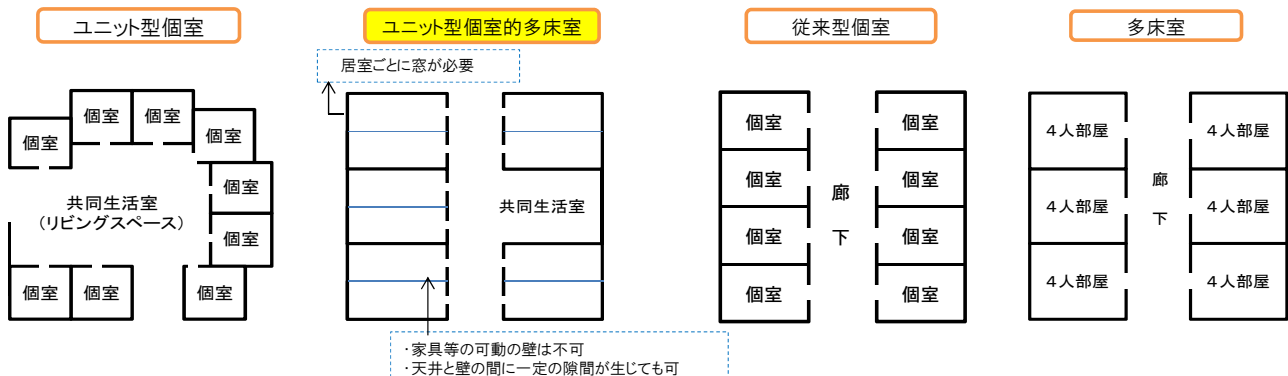


250

22. 介護療養型医療施設 ⑫居室とケア

概要

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。



251

13. 短期入所療養介護

13. 短期入所療養介護

改定事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① <u>認知症専門ケア加算の創設</u>② <u>介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護</u>③ <u>介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護</u>④ <u>有床診療所等が提供する短期入所療養介護</u>⑤ <u>介護医療院が提供する短期入所療養介護</u>⑥ <u>療養食加算の見直し</u>⑦ <u>介護職員処遇改善加算の見直し</u>⑧ <u>居室とケア</u> |
|---|

13. 短期入所療養介護 ①認知症専門ケア加算の創設

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

○ どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所療養介護にも創設する。

単位数

<現行> なし ⇒ <改定後>
 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日
 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日

算定要件等

- 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- 施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
 - 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
 - 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

124

13. 短期入所療養介護 ②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 平成29年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
- ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価することとし、メリハリをつけた評価とする。
- イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
- ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。

単位数

基本報酬（多床室の場合）（単位/日）

	（現行）		→	（改定後）		
	在宅強化型	従来型		在宅強化型	基本型	その他（新設）
要介護1	867	823		873	826	811
要介護2	941	871		947	874	858
要介護3	1,003	932		1,009	935	917
要介護4	1,059	983		1,065	986	967
要介護5	1,114	1,036		1,120	1,039	1,019

算定要件等

- 施設サービス（介護保健施設サービス費）の算定要件に準ずる。

125

13. 短期入所療養介護 ③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 介護医療院と介護療養型老人保健施設では重なった機能があることや、報酬体系の簡素化の観点から「療養型」及び「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する。
ただし、「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件については、質の高いケアを評価する観点から、療養体制維持特別加算において別に評価するとともに、当該加算の期限をなくすこととする。

単位数

- 基本報酬(多床室の場合)(単位/日)

	(現行)		→	(改定後)	
	療養強化型	療養型		(削除)	療養型
要介護1	855	855		—	855
要介護2	937	937		—	937
要介護3	1,118	1,051		—	1,051
要介護4	1,193	1,126		—	1,126
要介護5	1,268	1,200		—	1,200

- 療養体制維持特別加算について
 <現行> 療養体制維持特別加算 27単位/日 → <改定後> 療養体制維持特別加算(Ⅰ) 27単位/日
 療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位/日(新設)

算定要件等

- 療養体制維持特別加算(Ⅱ)
 入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上
 ※ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)との併算定可

126

13. 短期入所療養介護 ④有床診療所等が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 医療ニーズが高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やすとともに、地域の医療資源を有効活用する観点から、有床診療所等の短期入所療養介護への参入を進めることとし、以下の見直しを行う。
 ア 療養病床を有する病院又は診療所については、短期入所療養介護の基準を全て満たしていることから、当該サービスのみなし指定とする。【省令改正】
 イ 一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。【省令改正】
 ただし、食堂を有する事業所との間で報酬上のメリハリをつけることとする。

基準

- 診療所(療養病床を有するものを除く。)においては、以下の要件を満たすこと。
 <現行> <改定後>
 イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること
 ロ 食堂及び浴室を有すること ロ 浴室を有すること
 ハ 機能訓練を行うための場所を有すること ハ 機能訓練を行うための場所を有すること

単位数

<現行> なし → <改定後> 食堂を有しない場合の減算 25単位/日(新設)

算定要件等

- 食堂を有していないこと。

127

13. 短期入所療養介護 ⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

単位数

○ 基本報酬(多床室の場合) (単位/日)

	(新設)					
	I型療養床			II型療養床		
	I型介護医療院サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1介護4:1)	I型介護医療院サービス費(II) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護4:1)	I型介護医療院サービス費(III) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護5:1)	II型介護医療院サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1介護4:1)	II型介護医療院サービス費(II) (転換老健相当) (看護6:1介護5:1)	II型介護医療院サービス費(III) (転換老健相当) (看護6:1介護6:1)
要介護1	853	841	825	808	792	781
要介護2	961	948	932	902	886	875
要介護3	1,194	1,177	1,161	1,106	1,090	1,079
要介護4	1,293	1,274	1,258	1,193	1,177	1,166
要介護5	1,382	1,362	1,346	1,271	1,255	1,244

※療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。

算定要件等

○ 施設サービス(介護医療院サービス費)の算定要件等に準ずる。

128

13. 短期入所療養介護 ⑥療養食加算の見直し

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

○ 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

療養食加算 <現行> <改定後>
 23単位/日 ⇒ 8単位/回

129

13. 短期入所療養介護 ⑦介護職員処遇改善加算の見直し

概要

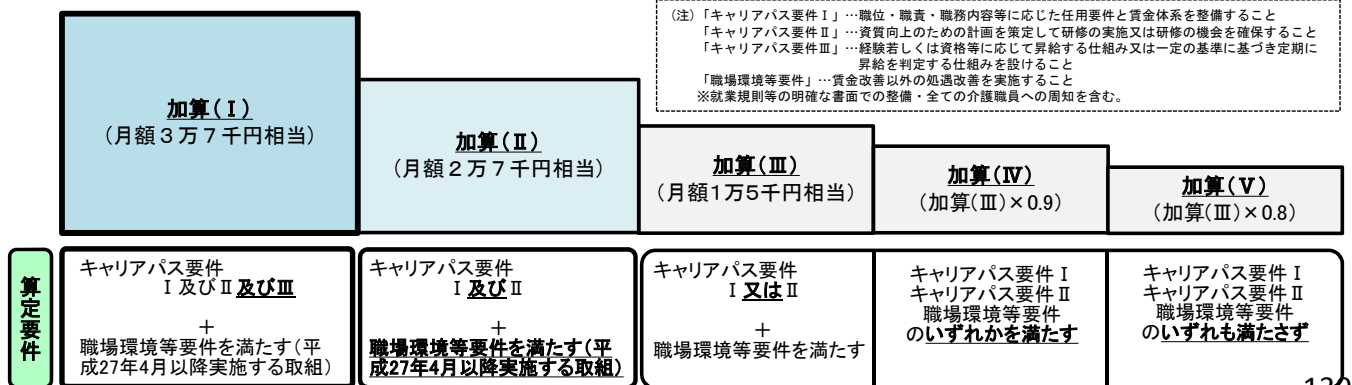
※介護予防短期入所療養介護を含む

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点等を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。
- ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

（参考）介護職員処遇改善加算の区分

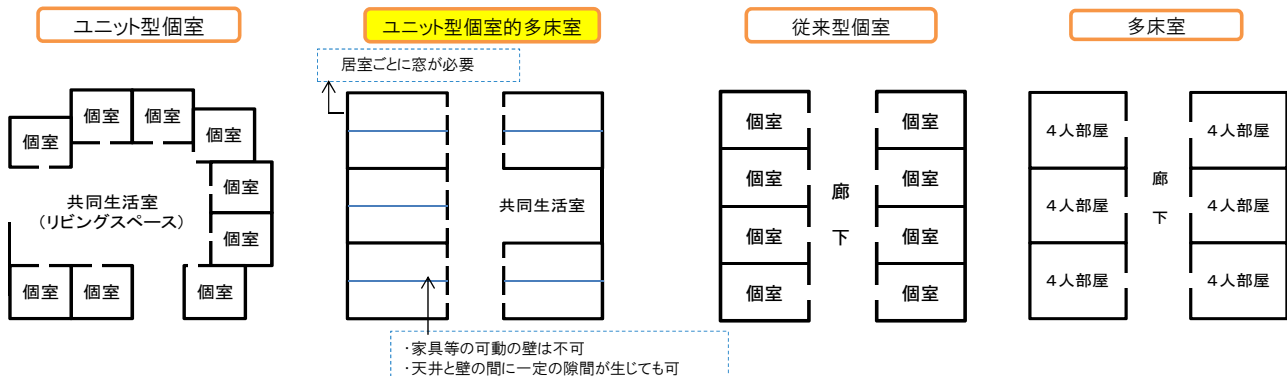


130

13. 短期入所療養介護 ⑧居室とケア

概要

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。



131

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注										
			移動を行う職員 の数を考慮しない場合	入院患者の数が 入居可能な定員を 超える場合	看護・介護職員 の数を考慮しない場合	介護支援専門員 の数を考慮しない場合	看護員の基準に 応じた看護職員 の数を考慮しない場合	療養の医師確保 計画に基づいた 医師の数を考慮 しない場合	療養の医師確保 計画に基づいた 医師の数を考慮 しない場合	療養の医師確保 計画に基づいた 医師の数を考慮 しない場合	療養の医師確保 計画に基づいた 医師の数を考慮 しない場合										
(1) 療養型 介護療養施設サービス (1日につき)	a.療養型介護療養施設 サービス費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (641 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	夜間勤務等 看護(Ⅰ) +23単位									
		要介護2 (744 単位)																			
		要介護3 (967 単位)																			
		要介護4 (1,062 単位)																			
		要介護5 (1,147 単位)																			
		看護(6.1) 介護(4.1)																			
	b.療養型介護療養施設 サービス費(ii) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (669 単位)																			
		要介護2 (777 単位)																			
		要介護3 (1,010 単位)																			
		要介護4 (1,109 単位)																			
		要介護5 (1,199 単位)																			
		看護(6.1) 介護(4.1)																			
	c.療養型介護療養施設 サービス費(iii) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (659 単位)																			
		要介護2 (765 単位)																			
		要介護3 (995 単位)																			
		要介護4 (1,092 単位)																			
		要介護5 (1,180 単位)																			
		看護(6.1) 介護(4.1)																			
	d.療養型介護療養施設 サービス費(iv) ＜多床室＞	要介護1 (745 単位)																			
		要介護2 (848 単位)																			
		要介護3 (1,071 単位)																			
		要介護4 (1,166 単位)																			
		要介護5 (1,251 単位)																			
		看護(6.1) 介護(4.1)																			
e.療養型介護療養施設 サービス費(v) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 (778 単位)																				
	要介護2 (886 単位)																				
	要介護3 (1,119 単位)																				
	要介護4 (1,218 単位)																				
	要介護5 (1,307 単位)																				
	看護(6.1) 介護(4.1)																				
f.療養型介護療養施設 サービス費(vi) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 (766 単位)																				
	要介護2 (873 単位)																				
	要介護3 (1,102 単位)																				
	要介護4 (1,199 単位)																				
	要介護5 (1,287 単位)																				
	看護(6.1) 介護(4.1)																				
(二) 療養型 介護療養施設 サービス費 (Ⅱ)	看護(6.1) 介護(4.1)	a.療養型介護療養施設 サービス費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (689 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	夜間勤務等 看護(Ⅱ) +14単位									
			要介護2 (689 単位)																		
			要介護3 (841 単位)																		
			要介護4 (987 単位)																		
			要介護5 (1,027 単位)																		
			看護(6.1) 介護(4.1)																		
b.療養型介護療養施設 サービス費(ii) ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (601 単位)																				
	要介護2 (707 単位)																				
	要介護3 (862 単位)																				
	要介護4 (1,012 単位)																				
	要介護5 (1,053 単位)																				
	看護(6.1) 介護(4.1)																				
c.療養型介護療養施設 サービス費(iii) ＜多床室＞	要介護1 (691 単位)																				
	要介護2 (794 単位)																				
	要介護3 (945 単位)																				
	要介護4 (1,092 単位)																				
	要介護5 (1,131 単位)																				
	看護(6.1) 介護(4.1)																				
d.療養型介護療養施設 サービス費(iv) ＜多床室＞	要介護1 (709 単位)																				
	要介護2 (814 単位)																				
	要介護3 (969 単位)																				
	要介護4 (1,119 単位)																				
	要介護5 (1,159 単位)																				
	看護(6.1) 介護(4.1)																				
(三) 療養型 介護療養施設 サービス費 (Ⅲ)	看護(6.1) 介護(6.1)	a.療養型介護療養施設 サービス費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (670 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	夜間勤務等 看護(Ⅲ) +14単位									
			要介護2 (670 単位)																		
			要介護3 (813 単位)																		
			要介護4 (962 単位)																		
			要介護5 (1,001 単位)																		
			看護(6.1) 介護(6.1)																		
b.療養型介護療養施設 サービス費(ii) ＜多床室＞	要介護1 (670 単位)																				
	要介護2 (775 単位)																				
	要介護3 (919 単位)																				
	要介護4 (1,068 単位)																				
	要介護5 (1,107 単位)																				
	看護(6.1) 介護(6.1)																				
(一) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (Ⅰ)	看護(6.1) 介護(4.1)	a.療養型経過型介護療養 施設サービス費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (650 単位)										-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	夜間勤務等 看護(Ⅳ) +14単位
			要介護2 (754 単位)																		
			要介護3 (897 単位)																		
			要介護4 (983 単位)																		
			要介護5 (1,070 単位)																		
			看護(6.1) 介護(4.1)																		
b.療養型経過型介護療養 施設サービス費(ii) ＜多床室＞	要介護1 (755 単位)																				
	要介護2 (860 単位)																				
	要介護3 (1,002 単位)																				
	要介護4 (1,089 単位)																				
	要介護5 (1,175 単位)																				
	看護(6.1) 介護(4.1)																				
(二) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (Ⅱ)	看護(8.1) 介護(4.1)	a.療養型経過型介護療養 施設サービス費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (850 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	夜間勤務等 看護(Ⅴ) +17単位									
			要介護2 (754 単位)																		
			要介護3 (857 単位)																		
			要介護4 (944 単位)																		
			要介護5 (1,030 単位)																		
			看護(8.1) 介護(4.1)																		
b.療養型経過型介護療養 施設サービス費(ii) ＜多床室＞	要介護1 (755 単位)																				
	要介護2 (860 単位)																				
	要介護3 (962 単位)																				
	要介護4 (1,048 単位)																				
	要介護5 (1,136 単位)																				
	看護(8.1) 介護(4.1)																				
(3) ユニット 型療養型介護療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (767 単位)	-25単位										×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	夜間勤務等 看護(Ⅵ) +17単位
		要介護2 (870 単位)																			
		要介護3 (1,093 単位)																			
		要介護4 (1,189 単位)																			
		要介護5 (1,273 単位)																			
		看護(6.1) 介護(4.1)																			
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (795 単位)																			
		要介護2 (903 単位)																			
		要介護3 (1,136 単位)																			
		要介護4 (1,235 単位)																			
		要介護5 (1,324 単位)																			
		看護(6.1) 介護(4.1)																			
	(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (785 単位)																			
		要介護2 (891 単位)																			
		要介護3 (1,121 単位)																			
		要介護4 (1,218 単位)																			
		要介護5 (1,306 単位)																			
		看護(6.1) 介護(4.1)																			
	(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (767 単位)																			
		要介護2 (870 単位)																			
		要介護3 (1,093 単位)																			
		要介護4 (1,188 単位)																			
		要介護5 (1,273 単位)																			
		看護(6.1) 介護(4.1)																			
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (795 単位)																				
	要介護2 (903 単位)																				
	要介護3 (1,136 単位)																				
	要介護4 (1,235 単位)																				
	要介護5 (1,324 単位)																				
	看護(6.1) 介護(4.1)																				
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (785 単位)																				
	要介護2 (891 単位)																				
	要介護3 (1,121 単位)																				
	要介護4 (1,218 単位)																				
	要介護5 (1,306 単位)																				
	看護(6.1) 介護(4.1)																				

(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要介護1 (767 単位)	95/100	77単位	87単位	101単位	109単位	118単位	77単位	87単位	101単位	109単位	118単位
		要介護2 (870 単位)											
		要介護3 (1,006 単位)											
		要介護4 (1,091 単位)											
		要介護5 (1,176 単位)											
(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型個室の多床室)	要介護1 (767 単位)	95/100	77単位	87単位	101単位	109単位	118単位	77単位	87単位	101単位	109単位	118単位	
	要介護2 (870 単位)												
	要介護3 (1,006 単位)												
	要介護4 (1,091 単位)												
	要介護5 (1,176 単位)												
注 外泊費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定												
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単価に限る。)												
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定												
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)													
(6) 退院時指導等加算(※3)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	400単位	500単位	500単位	300単位を算定)	300単位を算定)					
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)											
		c 退院時指導加算											
		d 退院時情報提供加算											
		e 退院前連携加算											
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として	300単位を算定)												
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき +14単位を加算)													
(8) 治療費以外の改善加算(※3) (1月につき +300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。												
(9) 経口移行加算(※3) (1日につき +28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。												
(10) 経口維持加算(1月につき)(※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。											
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。											
(11) 口腔衛生管理体制加算(※3) (1月につき +30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合												
(12) 口腔衛生管理加算(※3) (1月につき +90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。												
(13) 療養加算 (1回につき +6単位を加算(1日に3回を限度))													
(14) 在宅復帰支援機能加算(※3) (1日につき +10単位を加算)													
(15) 特定診療費(※3)													
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位を加算)												
(17) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)													
(18) 療養支援加算(※3) (1月につき +100単位を加算)													
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき +8単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき +12単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき +6単位を加算)												
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき +6単位を加算)												
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計											
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)												
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)												
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の80/100)												
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)												

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等看護加算を適用しない。
※ 一定の要件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合には、(※3)を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が現準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算											
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i)<従来型個室>	要介護1(623単位) 要介護2(672単位) 要介護3(720単位) 要介護4(768単位) 要介護5(817単位)	×95/100	×95/100	-62単位 -67単位 -72単位 -77単位 -82単位 -65単位 -70単位 -75単位 -80単位 -85単位 -64単位 -69単位 -74単位 -79単位 -84単位 -73単位 -78単位 -83単位 -87単位 -92単位 -76単位 -81単位 -86単位 -91単位 -96単位 -75単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位 -55単位 -59単位 -63単位 -68単位 -72単位 -65単位 -70単位 -74単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位 -77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位										
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ii)<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1(650単位) 要介護2(702単位) 要介護3(752単位) 要介護4(802単位) 要介護5(853単位)															
		c.診療所型介護療養施設サービス費(iii)<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1(641単位) 要介護2(691単位) 要介護3(741単位) 要介護4(790単位) 要介護5(840単位)															
		d.診療所型介護療養施設サービス費(iv)<多床室>	要介護1(727単位) 要介護2(775単位) 要介護3(825単位) 要介護4(872単位) 要介護5(921単位)															
		e.診療所型介護療養施設サービス費(v)<療養機能強化型A><多床室>	要介護1(759単位) 要介護2(810単位) 要介護3(861単位) 要介護4(911単位) 要介護5(962単位)															
		f.診療所型介護療養施設サービス費(vi)<療養機能強化型B><多床室>	要介護1(748単位) 要介護2(798単位) 要介護3(848単位) 要介護4(897単位) 要介護5(948単位)															
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)	a.診療所型介護療養施設サービス費(i)<従来型個室>	要介護1(546単位) 要介護2(590単位) 要介護3(633単位) 要介護4(678単位) 要介護5(721単位)						×70/100	×95/100	×97/100	-54単位 -59単位 -63単位 -68単位 -72単位 -65単位 -70単位 -74単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位 -77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位 -70単位 -74単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位 -77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位				
			b.診療所型介護療養施設サービス費(ii)<多床室>												要介護1(652単位) 要介護2(695単位) 要介護3(739単位) 要介護4(782単位) 要介護5(826単位)			
			(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)<療養機能強化型A><ユニット型個室>												要介護1(775単位) 要介護2(827単位) 要介護3(877単位) 要介護4(927単位) 要介護5(978単位)			
		(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)<ユニット型個室の多床室>	要介護1(766単位) 要介護2(816単位) 要介護3(866単位) 要介護4(915単位) 要介護5(965単位)												×95/100	×97/100	-76単位 -81単位 -86単位 -91単位 -96単位 -77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位 -70単位 -74単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位 -77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位	
			(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)<療養機能強化型A><ユニット型個室の多床室>															要介護1(775単位) 要介護2(827単位) 要介護3(877単位) 要介護4(927単位) 要介護5(978単位)
			(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)<療養機能強化型B><ユニット型個室の多床室>															要介護1(766単位) 要介護2(816単位) 要介護3(866単位) 要介護4(915単位) 要介護5(965単位)
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)<ユニット型個室>	要介護1(748単位) 要介護2(797単位) 要介護3(845単位) 要介護4(893単位) 要介護5(942単位)	×95/100	×97/100	-74単位 -79単位 -84単位 -89単位 -94単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位 -77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位											
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1(775単位) 要介護2(827単位) 要介護3(877単位) 要介護4(927単位) 要介護5(978単位)																	
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1(766単位) 要介護2(816単位) 要介護3(866単位) 要介護4(915単位) 要介護5(965単位)																	
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)<ユニット型個室の多床室>	要介護1(748単位) 要介護2(797単位) 要介護3(845単位) 要介護4(893単位) 要介護5(942単位)																	
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)<療養機能強化型A><ユニット型個室の多床室>	要介護1(775単位) 要介護2(827単位) 要介護3(877単位) 要介護4(927単位) 要介護5(978単位)																	
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)<療養機能強化型B><ユニット型個室の多床室>	要介護1(766単位) 要介護2(816単位) 要介護3(866単位) 要介護4(915単位) 要介護5(965単位)																	
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定																	
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																	
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																		
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)						注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合								
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)																
		c 退院時指導加算 (400単位)																
		d 退院時情報提供加算 (500単位)																
		e 退院前連携加算 (500単位)																
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)																		
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																		
(6) 低栄養リスク改善加算 (※1) (1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。																	
(7) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。																	
(8) 経口維持加算 (※1)	(一) 経口維持加算(I) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。																
	(二) 経口維持加算(II) (100単位)	注 経口維持加算(I)を算定していない場合には、算定しない。																
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合																	

(10) 口腔衛生管理加算 (※1)	(1月につき 90単位を加算)
(11) 療養費加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※1)	(1日につき 10単位を加算)
(13) 特定診療費 (※1)	
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)
(16) 排せつ支援加算 (※1)	(1月につき 100単位を加算)
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)

注
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的
助言及び指導を行った場合
口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

注
所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注					注		注		
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を超えて得た数未満の場合	療地の医師確保計画を踏まえたもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を超えて得た数未満である場合	療地の医師確保計画を踏まえたもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を超えて得た数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施施設	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(3:1)介護(6:1)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (967 単位) 要介護2 (1,031 単位) 要介護3 (1,095 単位) 要介護4 (1,159 単位) 要介護5 (1,223 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			-97単位	
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (1,072 単位) 要介護2 (1,137 単位) 要介護3 (1,200 単位) 要介護4 (1,265 単位) 要介護5 (1,328 単位)						-109単位	
			a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (914 単位) 要介護2 (979 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,114 単位) 要介護5 (1,180 単位)						-97単位	
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (1,018 単位) 要介護2 (1,085 単位) 要介護3 (1,151 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,286 単位)						-109単位	
			a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (854 単位) 要介護2 (950 単位) 要介護3 (1,015 単位) 要介護4 (1,085 単位) 要介護5 (1,145 単位)						-97単位	
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(4:1)介護(4:1)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (990 単位) 要介護2 (1,055 単位) 要介護3 (1,120 単位) 要介護4 (1,186 単位) 要介護5 (1,250 単位)	×70/100	×70/100	-12単位	×95/105		-97単位	
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (889 単位) 要介護2 (933 単位) 要介護3 (997 単位) 要介護4 (1,061 単位) 要介護5 (1,125 単位)						-109単位	
			a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (974 単位) 要介護2 (1,039 単位) 要介護3 (1,104 単位) 要介護4 (1,167 単位) 要介護5 (1,230 単位)						-97単位	
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (874 単位) 要介護2 (938 単位) 要介護3 (1,004 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,108 単位)						-109単位	
			a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (916 単位) 要介護2 (979 単位) 要介護3 (1,044 単位) 要介護4 (1,108 単位) 要介護5 (1,171 単位)						-97単位	
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	a.認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (810 単位) 要介護2 (780 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (909 単位) 要介護5 (973 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			-76単位	
			b.認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (823 単位) 要介護2 (886 単位) 要介護3 (950 単位) 要介護4 (1,015 単位) 要介護5 (1,078 単位)						-88単位	
	(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (1,093 単位) 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,349 単位)	×97/100					-109単位
				b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,085 単位) 要介護3 (1,132 単位) 要介護4 (1,179 単位) 要介護5 (1,226 単位)						-122単位
				a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						-109単位
				b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						-122単位
				a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						-109単位
一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						-109単位	
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						-122単位	
			a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						-109単位	
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						-122単位	
			a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (1,038 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,240 単位) 要介護5 (1,306 単位)						-109単位	
注 外泊時費用	入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定										
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定										
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)											
(5) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時等指導加算	a.退院前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合								
		b.退院後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合								
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)	(一) 退院時等指導加算	c.退院時情報提供加算 (400単位)	注 居室介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合								
		d.退院前連携加算 (500単位)									
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)											
(7) 栄養マネジメント加算 (※1) (1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。										
(8) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。										
(9) 経口維持加算(1月につき) (※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。									
		(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。								
(10) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合										
(11) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。										
(12) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))											
(13) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)											
(14) 特定診療費 (※1)											
(15) 掛せつ支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)											
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ (1日につき 6単位を加算)									
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ニ (1日につき 6単位を加算)									
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)										

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	個室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	a. 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1	(673	単位)	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位	
		要介護2	(722	単位)						
		要介護3	(770	単位)						
		要介護4	(818	単位)						
		要介護5	(867	単位)						
		b. 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1	(700						単位)
			要介護2	(752						単位)
			要介護3	(802						単位)
			要介護4	(852						単位)
			要介護5	(903						単位)
	c. 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1	(691	単位)						
		要介護2	(741	単位)						
		要介護3	(791	単位)						
		要介護4	(840	単位)						
		要介護5	(890	単位)						
	看護<6:1> 介護<6:1>	d. 診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要介護1	(777						単位)
		要介護2	(825	単位)						
		要介護3	(875	単位)						
		要介護4	(922	単位)						
		要介護5	(971	単位)						
e. 診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1	(809	単位)							
	要介護2	(860	単位)							
	要介護3	(911	単位)							
	要介護4	(961	単位)							
	要介護5	(1,012	単位)							
f. 診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1	(798	単位)							
	要介護2	(848	単位)							
	要介護3	(898	単位)							
	要介護4	(947	単位)							
	要介護5	(998	単位)							
(2) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	a. 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1	(596	単位)						
		要介護2	(640	単位)						
		要介護3	(683	単位)						
		要介護4	(728	単位)						
		要介護5	(771	単位)						
	看護・介護<3:1>	b. 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1	(702	単位)					
		要介護2	(745	単位)						
		要介護3	(789	単位)						
		要介護4	(832	単位)						
		要介護5	(876	単位)						
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	(798	単位)						
		要介護2	(847	単位)						
		要介護3	(895	単位)						
		要介護4	(943	単位)						
		要介護5	(992	単位)						
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1	(825	単位)						
		要介護2	(877	単位)						
		要介護3	(927	単位)						
		要介護4	(977	単位)						
		要介護5	(1,028	単位)						
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1	(816	単位)						
		要介護2	(866	単位)						
		要介護3	(916	単位)						
		要介護4	(965	単位)						
		要介護5	(1,015	単位)						
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1	(798	単位)						
		要介護2	(847	単位)						
		要介護3	(895	単位)						
		要介護4	(943	単位)						
		要介護5	(992	単位)						
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	(825	単位)						
		要介護2	(877	単位)						
		要介護3	(927	単位)						
		要介護4	(977	単位)						
要介護5		(1,028	単位)							
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	(816	単位)							
	要介護2	(866	単位)							
	要介護3	(916	単位)							
	要介護4	(965	単位)							
	要介護5	(1,015	単位)							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654	単位)							
	(二) 4時間以上6時間未満	(905	単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257	単位)							
(4) 療養食加算		(1回につき 0単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)									
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)									
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)									
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)									
		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症患者看護病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超過する場合	看護・介護職員の数に不足する場合	看護師が基準に定められた看護職員の数に不足し、20/100を超過して得た数未済の場合	留地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に不足し、60/100を超過して得た数未済である場合		
					留地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に不足し、60/100を超過して得た数未済である場合		
					補助のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が整備である場合		
					緊急短期入所療養費加入算		
					利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症患者型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,017 単位)	×70/100	×90/100	×90/100
			要介護2 (1,081 単位)				
			要介護3 (1,145 単位)				
			要介護4 (1,209 単位)				
			要介護5 (1,273 単位)				
	一般病棟	(二) 認知症患者型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,122 単位)			
			要介護2 (1,187 単位)				
			要介護3 (1,250 単位)				
			要介護4 (1,315 単位)				
			要介護5 (1,378 単位)				
	一般病棟	(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (962 単位)			
			要介護2 (1,029 単位)				
			要介護3 (1,097 単位)				
			要介護4 (1,164 単位)				
			要介護5 (1,230 単位)				
一般病棟	(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,068 単位)				
		要介護2 (1,135 単位)					
		要介護3 (1,201 単位)					
		要介護4 (1,270 単位)					
		要介護5 (1,336 単位)					
一般病棟	(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (934 単位)				
		要介護2 (1,000 単位)					
		要介護3 (1,065 単位)					
		要介護4 (1,130 単位)					
		要介護5 (1,195 単位)					
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,105 単位)	×70/100	×90/100	-12単位
			要介護2 (1,171 単位)				
			要介護3 (1,236 単位)				
			要介護4 (1,300 単位)				
			要介護5 (1,364 単位)				
	一般病棟	(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (919 単位)			
			要介護2 (983 単位)				
			要介護3 (1,047 単位)				
			要介護4 (1,111 単位)				
			要介護5 (1,175 単位)				
	一般病棟	(三) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(III) 経過措置型	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,024 単位)			
			要介護2 (1,089 単位)				
			要介護3 (1,152 単位)				
			要介護4 (1,217 単位)				
			要介護5 (1,280 単位)				
一般病棟	(四) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(IV) 経過措置型	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (860 単位)				
		要介護2 (924 単位)					
		要介護3 (988 単位)					
		要介護4 (1,052 単位)					
		要介護5 (1,116 単位)					
一般病棟	(五) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (966 単位)				
		要介護2 (1,029 単位)					
		要介護3 (1,094 単位)					
		要介護4 (1,158 単位)					
		要介護5 (1,221 単位)					
(3) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I) ユニット型個室	a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	要介護1 (767 単位)	×70/100	×90/100	×90/100
			要介護2 (830 単位)				
			要介護3 (895 単位)				
			要介護4 (959 単位)				
			要介護5 (1,023 単位)				
	一般病棟	(二) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II) ユニット型個室	a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	要介護1 (873 単位)			
			要介護2 (936 単位)				
			要介護3 (1,000 単位)				
			要介護4 (1,065 単位)				
			要介護5 (1,128 単位)				
(4) 特定認知症患者型短期入所療養介護費	大学病院	(一) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I) ユニット型個室	a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	要介護1 (1,143 単位)	×97/100		
			要介護2 (1,207 単位)				
			要介護3 (1,271 単位)				
			要介護4 (1,335 単位)				
			要介護5 (1,399 単位)				
	一般病棟	(二) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II) ユニット型個室	a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	要介護1 (1,143 単位)			
			要介護2 (1,207 単位)				
			要介護3 (1,271 単位)				
			要介護4 (1,335 単位)				
			要介護5 (1,399 単位)				
(三) 2時間以上4時間未満 (654 単位) (四) 4時間以上6時間未満 (905 単位) (五) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)							
	(5) 療養費加算 (1日につき ※単位を加算(1日につき加算))						
	(6) 特定診療費						
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 18単位を加算)						
	(二) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 12単位を加算)						
	(三) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 6単位を加算)						
	(四) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)						
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき ※所定単位×1,000)		※所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計				
	(二) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき ※所定単位×19/1,000)						
	(三) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき ※所定単位×10/1,000)						
	(四) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき ※(三)の90%/100)						
	(五) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき ※(三)の60%/100)						

※「特定診療費」、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給戻戻管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			夜勤を行う職員 の勤務条件 等を満たさ ない場合	利用者の数及 び入院患者の 数の合計数が 入院患者の定 員を超える場 合	看護・介護職 員の数が基準 に満たない場 合	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100 未満の場合	医師が基準 に定められた 医師の員数に 60/100未満 の場合	留地の医師確 保計画を提出 したもので、医 師の数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100未満 の場合	留地の医師確 保計画を提出 したもので、医 師の数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100未満 の場合	車輿のユニット リダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	廊下幅が設備 基準を満たさ ない場合	医師の配置に ついては医療法 施行令第49条の 規定が適用され ていない場合	夜勤を行う職員 の勤務条件 等を満たさ ない場合	認知症行動・ 心理状態関係 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合									
(1) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費 (1日につき)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (523 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	病院療養病 床療養環境 減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等 看護(Ⅰ) +23単位	夜間勤務等 看護(Ⅱ) +14単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位									
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉															要支援2 (657 単位)								
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉															要支援1 (551 単位)								
		d.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅳ) 〈多床室〉															要支援2 (685 単位)								
		e.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉															要支援1 (541 単位)								
		f.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉															要支援2 (675 単位)								
	g.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅶ) 〈従来型個室〉	要支援1 (492 単位)															×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100	
		h.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅷ) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉																							要支援2 (617 単位)
		i.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅸ) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉																							要支援1 (507 単位)
		j.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅹ) 〈多床室〉																							要支援2 (632 単位)
		k.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅺ) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉																							要支援1 (550 単位)
		l.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅻ) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉																							要支援2 (696 単位)
(2) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	a.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (476 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100																
		b.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉								要支援2 (594 単位)															
(3) ユニット型 病院療養病床 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	a.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (532 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100																
		b.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉								要支援2 (744 単位)															
	c.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要支援1 (532 単位)																							
		d.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉								要支援2 (666 単位)															
	e.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (589 単位)																							
		f.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室の多床室〉								要支援2 (744 単位)															
(4) ユニット型 病院療養病床 経過型介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	a.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (605 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100																
		b.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室〉								要支援2 (762 単位)															
	c.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要支援1 (633 単位)																							
		d.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉								要支援2 (790 単位)															
	e.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (623 単位)																							
		f.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室の多床室〉								要支援2 (780 単位)															
g.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅶ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (605 単位)																								
	h.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(Ⅷ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (762 単位)																							
(5) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日につき3回を限度))	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																								
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																								
(6) 特定診療費																									
(7) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000)																								
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000)																								
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000)																								
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×9/100)																								
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×8/100)																								

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (507 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (637 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (534 単位)						
			要支援2 (664 単位)						
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (525 単位)						
			要支援2 (655 単位)						
	d.診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (564 単位)							
		要支援2 (715 単位)							
	e.診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (596 単位)							
		要支援2 (747 単位)							
	f.診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (585 単位)							
		要支援2 (736 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (451 単位)						
			要支援2 (563 単位)						
	b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (514 単位)							
		要支援2 (649 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (589 単位)	×97/100						
		要支援2 (742 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)							
		要支援2 (769 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (607 単位)							
		要支援2 (760 単位)							
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (589 単位)								
	要支援2 (742 単位)								
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)								
	要支援2 (769 単位)								
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (607 単位)								
	要支援2 (760 単位)								
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加)								
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加)								
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加)								
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)								

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注			
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	療地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (813 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100				
			要支援2 (974 単位)									
		看護<3:1> 介護<6:1>	要支援1 (919 単位)									
			要支援2 (1,074 単位)									
		一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)								a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (750 単位)
												要支援2 (919 単位)
	看護<4:1> 介護<4:1>		要支援1 (808 単位)									
			要支援2 (998 単位)									
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉								要支援1 (728 単位)	
											要支援2 (892 単位)	
	看護<4:1> 介護<5:1>	要支援1 (786 単位)										
		要支援2 (971 単位)										
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉								要支援1 (716 単位)	
											要支援2 (876 単位)	
		看護<4:1> 介護<6:1>	要支援1 (773 単位)									
			要支援2 (955 単位)									
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉								要支援1 (656 単位)	
											要支援2 (817 単位)	
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (763 単位)										
		要支援2 (918 単位)										
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (564 単位)										
		要支援2 (725 単位)										
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (622 単位)										
		要支援2 (804 単位)										
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (939 単位)									
			要支援2 (1,095 単位)									
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (939 単位)									
			要支援2 (1,095 単位)									
	一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (832 単位)									
			要支援2 (1,024 単位)									
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (832 単位)									
			要支援2 (1,024 単位)									
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(5) 特定診療費												
(6) サービス提供体制強化加算												
(7) 介護職員処遇改善加算												
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計								

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護療養型医療施設）

事業所番号		事業所番号										割引			
提供サービ	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当	する	体制	等					割引			
各サービ	共通		地域区分	1 1級地	6 2級地	7 3級地	2 4級地	3 5級地							
			夜間勤務条件基準	4 6級地	9 7級地	5 その他									
53 介護療養施設サービス	病院療養型	1 病院療養型	職員の次員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 介護支援専門員							
			入院患者に関する基準	1 基準型	2 減算型										
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし	2 あり										
			療養環境基準	1 基準型	2 減算型										
			医師の配置基準	1 基準	2 医療法施行規則第49条適用										
			若年性認知症患者受入加算	1 なし	2 あり										
			栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり										
			療養食加算	1 なし	2 あり										
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導	2 薬剤管理指導										
			リハビリテーション提供体制	3 集団コミュニケーション療法	4 作業療法	5 言語聴覚療法	6 精神科作業療法								
53 介護療養施設サービス	ユニット型病院療養型	6 ユニット型病院療養型	認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし	2 あり										
			認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算I	3 加算II									
			サービ	1 なし	5 加算Iイ	2 加算Iロ	3 加算II	4 加算III	5 加算IV		6 加算V				
			介護職員処遇改善加算	1 なし	6 加算I	5 加算II	2 加算III	3 加算IV	4 加算V						
			夜間勤務条件基準	1 基準型	2 加算型I	3 加算型II	5 加算型IV	6 減算型							
			職員の次員による減算の状況	7 加算型III	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 介護支援専門員						
			入院患者に関する基準	1 基準型	2 減算型										
			ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可										
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし	2 あり										
			療養環境基準	1 基準型	2 減算型										
53 介護療養施設サービス	ユニット型病院療養型	6 ユニット型病院療養型	医師の配置基準	1 基準	2 医療法施行規則第49条適用										
			若年性認知症患者受入加算	1 なし	2 あり										
			栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり										
			療養食加算	1 なし	2 あり										
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導	2 薬剤管理指導										
			リハビリテーション提供体制	3 集団コミュニケーション療法	4 作業療法	5 言語聴覚療法	6 精神科作業療法								
			認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし	2 あり										
			認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算I	3 加算II									
			サービ	1 なし	5 加算Iイ	2 加算Iロ	3 加算II	4 加算III	5 加算IV		6 加算V				
			介護職員処遇改善加算	1 なし	6 加算I	5 加算II	2 加算III	3 加算IV	4 加算V						

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護療養型医療施設）

事業所番号		体 制 等										割 引			
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当	する	3	4	5	6	7	8	9	等		
各サービス共通			地域区分	1 1級地	2 2級地	3 3級地	4 4級地	5 5級地	6 6級地	7 7級地	8 8級地	9 9級地	その他		
			夜間勤務条件基準	1 基準型	2 加算型I	3 加算型II	4 加算型III	5 加算型IV	6 加算型V	7 加算型VI	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
53 介護療養施設サービス		A 病院経過型 C エニネット型病院経過型	職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 介護支援専門員	6 減算型	7 加算型I	8 加算型II	9 加算型III	10 加算型IV	11 加算型V	
			入院患者に関する基準	1 基準型	2 減算型	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			療養環境基準	1 基準型	2 減算型	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			医師の配置基準	1 基準	2 医療法施行規則第49条適用	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			若年性認知症患者受入加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			療養食加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導	2 薬剤管理指導	3 集団コミュニケーション療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法	6 その他	7 加算型I	8 加算型II	9 加算型III	10 加算型IV	11 加算型V	
			リハビリテーション提供体制	1 リハビリテーション加算	2 リハビリテーション加算	3 リハビリテーション加算	4 リハビリテーション加算	5 リハビリテーション加算	6 リハビリテーション加算	7 加算型I	8 加算型II	9 加算型III	10 加算型IV	11 加算型V	
			認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			認知症専門ケア加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			サービスマネジメント体制強化加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
			介護職員処遇改善加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員	
入院患者に関する基準	1 基準型	2 減算型	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
身体拘束廃止取組の有無	1 基準型	2 減算型	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
設備基準	1 基準型	2 減算型	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
若年性認知症患者受入加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
療養食加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導	2 薬剤管理指導	3 集団コミュニケーション療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法	6 その他	7 加算型I	8 加算型II	9 加算型III	10 加算型IV	11 加算型V				
リハビリテーション提供体制	1 リハビリテーション加算	2 リハビリテーション加算	3 リハビリテーション加算	4 リハビリテーション加算	5 リハビリテーション加算	6 リハビリテーション加算	7 加算型I	8 加算型II	9 加算型III	10 加算型IV	11 加算型V				
認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
認知症専門ケア加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
サービスマネジメント体制強化加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				
介護職員処遇改善加算	1 なし	2 あり	3 加算型I	4 加算型II	5 加算型III	6 加算型IV	7 加算型V	8 減算型	9 看護職員	10 介護職員	11 介護支援専門員				

53 介護療養施設サービス	7 ユニット型診療所型 療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B	<p style="text-align: center;">入院患者に関する基準</p> <p>1 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービスマネジメント強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p style="text-align: center;">1 基準型 2 減算型</p> <p>1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	<p style="text-align: center;">入院患者に関する基準</p> <p>1 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 サービスマネジメント強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p style="text-align: center;">1 基準型 2 減算型</p> <p>1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	

	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準 2 医療法施行規則第49条適用</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準</p> <p>医師の配置基準</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>特定診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	<p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	<p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	<p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	<p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
<p>A 病院経過型 C ユニット型病院経過型</p>	<p>2 I型 3 II型</p>	<p>1 療養機能強化型以外 2 I型(療養機能強化型A) 3 I型(療養機能強化型B) 4 II型</p>	<p>1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B</p>	<p>1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B</p>	<p>1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B</p>	<p>1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B</p>	<p>1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B</p>
<p>2 診療所型</p>	<p>7 ユニット型診療所型</p>	<p>5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型</p>	<p>3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型</p>	<p>3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型</p>	<p>3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型</p>	<p>3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型</p>	<p>3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型</p>

<p>26 介護予防短期入所療養介護 A 病院経過型 C ユニット型病院経過型</p>	<p>2 I型 3 II型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 設備基準 食堂の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 ユニットケア体制 設備基準 食堂の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
<p>7 ユニット型診療所型</p>	<p>1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型 A 3 療養機能強化型 B</p>	<p>1 I型(療養機能強化型以外) 3 I型(療養機能強化型A) 4 I型(療養機能強化型B) 2 II型</p>	<p>1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
<p>3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型</p>	<p>5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型</p>	<p>1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	<p>1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>